

大津市総合水害ハザードマップ作成業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市総合水害ハザードマップ作成業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市総合水害ハザードマップ作成業務

(2) 業務内容

別紙「大津市総合水害ハザードマップ作成業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）の
とおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌開庁日から令和9年3月19日まで

3 予算額

委託料の上限は18,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、本市がこの金額で契約することを約束するものではない。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

令和8年7月14日（火）	公募開始
令和8年7月22日（水）	質疑受付締切
令和8年7月24日（金）	質疑に対する回答（予定）
令和8年7月29日（水）	参加申込にかかる書類の提出締切
令和8年8月 5日（水）	企画提案書等の提出締切
令和8年8月19日（水）	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ｱ)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ｱ) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ｳ) (ｱ)又は(ｲ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずるもの
- (ｲ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 令和8年度大津市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (8) 令和3年4月1日以降に、市区町村または都道府県における水害ハザードマップの作成業務を元請として受託した実績を2件以上有すること。
- (9) 本業務において、一般社団法人地理情報システム学会 GIS 資格認定協会による専門技術者の認定を受けている者又は公益社団法人日本測量協会による地理空間情報専門技術者（GIS1級に限る。）の認定を受けている者を配置することができる者であること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、電子メールで提出すること。提出するときは、電子メールの件名を「【プロポーザル質問（商号又は名称）】」とすること。

※ 必ず電話等で送信した旨伝えること。

※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限

令和8年7月22日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

大津市総務部危機・防災対策課

(4) 回答方法

令和8年7月24日（金）午後5時までに質問内容を取りまとめ、質問及び回答を市

ホームページに掲載する。ただし、質問のあった事業者名は非公表とする。なお、質問回答書は、仕様の追加または修正とみなすこととする。

8 参加申込等の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式第2号） 1 部

イ 会社概要（任意様式） 原本 1 部、副本 6 部

記載内容に、会社名、所在地、業務概要、会社設立年月日、連絡先を含めること（左記内容が含まれていれば、パンフレット可）。

ウ 業務実績調書（様式第3号） 原本 1 部、副本 6 部

ハザードマップのデータ作成と印刷を合わせて行ったもののみを実績として認める。

業務実績の根拠資料（契約内容・業務内容が分かる資料及び成果物の写し等）を添付し、提出すること。

エ 配置予定技術者調書（様式第4号） 原本 1 部、副本 6 部

配置予定の担当技術者について、それぞれ作成すること。

オ 企画提案書 原本 1 部、副本 6 部

カ 価格見積書 原本 1 部、副本 6 部

原本は代表者印を押印すること。様式は自由とするが、表紙、内訳書、人件費内訳書により構成し作成すること。また、宛名は大津市長とすること。

提出された見積価格（消費税及び地方消費税を含む）が、「3 予算額」に記載の額を超える場合は選定しないので注意すること。

キ その他

- ・ 業務仕様書に記載する事項は、本市が想定している内容であるが、記載する事項以外の方法により、本業務の目的を達成するもの、より効果的な事業となるものは積極的に企画提案されたい。
- ・ 技術的な要因により、業務仕様書の業務内容を満たすことが困難な場合は、代替案を示すこと。代替案を示した場合は、価格見積書においても内訳が分かるように記載すること。

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込にかかる提出書類（上記ア～エ）

(ア) 持参による提出の場合

令和8年7月29日（水）午後5時まで

(イ) 郵送による提出の場合

郵便書留とし、令和8年7月29日（水）までに必着のこと。

イ 企画提案にかかる提出書類（上記オ～キ）

(ア) 持参による提出の場合

令和8年8月5日（水）午後5時まで

(イ) 郵送による提出の場合

郵便書留とし、令和8年8月5日（水）までに必着のこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は郵便書留とし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市総務部危機・防災対策課

9 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の内容

別表「プロポーザル審査項目一覧」及び別紙の仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。

ア 業務実績

イ 実施体制（再委託先等を含め可能な限り詳細に記載すること。）

ウ 実施工程

エ 業務に係る事業費積算内訳

オ 仕様書「6 業務内容」に沿った企画提案とその企画提案理由（根拠）

(2) 様式等

ア 様式は問わない。文章の補充のために写真やイラスト、図表等を用いることも可とする。

イ 成果物がイメージできるよう、サンプルを示すこと。

ウ 様式の規格はA4（縦・横問わない）とする。

エ 提案内容については使用枚数を自由とする。

オ 企画提案書は、左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。

カ 原本の表紙には「大津市総合水害ハザードマップ作成業務企画提案書」と記載するとともに、会社名と日付を記載すること。

(3) 記載要領及び留意点

ア 事業者情報について

提出する企画提案書のうち、写しについては、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

イ 業務の実施体制について

業務を実施した場合の実質的な従事者について記載すること。

ウ 業務に係る事業費積算内訳について

業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

1 0 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和8年8月19日（水）

※詳細な時間は、企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

イ 実施場所 大津市御陵町3番4号 大津市役所第2別館 情報政策課会議室

ウ 提案時間 15分以内（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

エ 質疑応答 10分以内

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ大津市が準備したモニターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。電子データによる提案説明を行う場合は、事前に連絡すること。

(2) 審査基準

別表「プロポーザル審査項目一覧」により審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。ただし、同一の審査項目（価格評価を除く）において審査員全員から最低評価を受けた提案は採用しないこととする。

1 1 審査結果

(1) 通知方法

企画提案に係るプレゼンテーションを行った全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期

令和8年8月24日（月）までに通知する（予定）。

1 2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について市と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が「6 参加資格」各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が「3 予算額」に記載された金額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

大津市総務部危機・防災対策課 電話 0 7 7 - 5 2 8 - 2 6 1 6

別表「プロポーザル審査項目一覧」

(1) 業務実績	・過去の業務実績から、本業務を実施するにあたって十分な知識経験を有しているか。
(2) 見積金額	・業務規模にあった見積金額となっているか。
(3) 事業の理解度、実施方針	・業務内容を的確に理解しているか。 ・業務全体の考え方や業務の進め方など、業務の実施方針について、具体的に明示されているか。
(4) 実施工程および体制	・受注後の業務スケジュールが適切に計画され、本業務を完遂できるものと判断できるか。 ・業務の遂行に必要な知識、経験、資格を有する人材を必要数確保し、円滑かつ効率的に業務を遂行できる実施体制がとられているか。
(5) プレゼンテーション全般	・本業務に対する積極的な意欲が感じられるか。 ・発表や質問に対する回答は、要点を押さえたわかりやすいものであるか。
(6) 企画力	・効果的で実現可能な提案となっているか。 ・専門的な知識がない市民が災害時や訓練において活用できるものとなっているか。
(7) 構成力	・ハザードマップの関連情報の配置、配色、大きさが適切なものとなるよう工夫されているか。
(8) 独自性	・民間のノウハウや実績に基づいた、独自性の高い提案がなされているか。